

令和4年3月24日

宗像市議会  
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会  
委員長 北崎 正則

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第23号議案 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例の一部を改正する条例について

成年年齢の引下げに関する民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

民法の改正により成年年齢が引き下がることに伴い、未成年の者もそれぞれの年齢にふさわしい市民参画の権利を有するという条例の基本理念を示す条文において、未成年を示す文言を「満20歳」から「満18歳」に改める。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第24号議案 宗像市特別会計条例及び宗像市減債基金条例の一部を改正する条例について

宗像市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和3年度末で地方債の償還が完了することにあわせ、宗像市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止し、一般会計に移行する。また、この特別会計の減債基金の積立金は一般会計の減債基金に積み立てる。
- 2 一般会計移行後も、滞納分の償還業務は継続して実施する。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 25 号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 税制改正に伴い、未就学児に係る均等割額について、均等割額の 5 割を軽減する。所得に応じた軽減措置（7・5・2 割軽減）対象の未就学児の場合は、軽減後の均等割額からさらに 5 割を軽減する。
- 2 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ 200 円減額する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する市独自の減免を令和 4 年度も継続して実施する。

### 【意見】

（賛成意見）

- ・基金を活用し、税額の一部を引き下げ、収入が減少した世帯の減免を引き続き行う姿勢を評価する。また、国の制度改正によって未就学児の均等割額が軽減されたことは高く評価するが、未就学児以外の子どもに対する市独自の減免拡充等も検討するほか、市長会などを通じて引き続き国に子どもの均等割額に関する減免拡充の要望を行ってほしい。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 26 号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

低所得者第 1 号保険料軽減強化を継続することに伴い、条例の一部を改正するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

低所得者の第 1 号保険料について、令和 4 年度及び令和 5 年度も引き続き軽減措置を実施する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 27 号議案** 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

省令の改正に伴い、事業者が利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制指針の整備や従業者に対する研修の実施等の措置を講じる義務と、事業者が介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用して適切かつ有効にサービスを行う努力義務を明文化するため、関係する三つの条例を改正する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。